

種子島の魅力体験 医療・福祉人材キャンプ交流事業業務委託に係る企画提案仕様書

1 事業名

種子島の魅力体験 医療・福祉人材キャンプ交流事業

2 事業の目的

種子島の医療機関や福祉施設に就職する可能性のある学生を対象に、実際に来島して施設見学やレジャー等を体験しながら島内の各施設に勤務する若手スタッフと交流できるイベントを、近年、若者に人気のあるキャンプ形式で開催することにより、離島における仕事のやりがいや地域の魅力への理解を深め、熊毛地域の医療・福祉人材の確保につなげる。

また、これらの交流を通して、学生が移住・就職後においても引き続き公私両面にわたる伴走型のサポートが受けられる体制づくりを促す。

3 業務の内容

(1) キャンプ泊ツアーの企画・実施

本業務の受託者は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、参加者に対し、種子島における医療・福祉分野の仕事のやりがいや種子島の魅力を実感してもらうことで、将来の就職先として種子島の医療機関や福祉施設を検討してもらえるような効果的なキャンプ泊ツアーを企画・実施すること。

なお、仕事のやりがいや地域の魅力を伝えるため、島内施設スタッフや市町・支庁職員の同行を予定している。

ア 対象者、人数及び回数

- ① 医学部在籍の学生(主に鹿児島大学を想定)及び医師以外の医療技術を学ぶ学生(看護師, 臨床検査技師, 管理栄養士, 薬剤師等)
- ② 介護や福祉系の技術を学ぶ学生
いずれも18歳以上の者を対象とする。
在籍する学校の県内外は問わない。
①, ②とも6人程度とし、各1回ずつ、計2回実施する。

イ 実施場所

種子島島内

ウ 実施日

原則として学生の夏休み期間中に、1泊2日の行程で実施する。

エ 最小実施人数

1人

オ キャンプ泊ツアーの実施内容

- ・ 鹿児島本港南埠頭種子・屋久高速船旅客ターミナル集合・解散の行程とし、全行程に受託者スタッフが同行すること。
- ・ ツアー行程は以下を基本とするが、独自のアイデアがあれば、その内容を盛り込むこと。
1日目 観光・レジャー体験, BBQ, キャンプ泊(昼食, 夕食(BBQ)付き)
2日目 施設見学3か所程度, 生活環境見学(朝食, 昼食付き)
※ 1市2町を巡り見学を行う。2日目の見学先は県が指定する。
- ・ 鹿児島本港～西之表港間の移動は高速船利用とし、種子島島内の移動は原則として貸切

バス利用とすること。

- ・ 昼食やＢＢＱは地元特産の食材を使用し、種子島の食の魅力が伝わるよう工夫すること。
- ・ レジャー・観光は、１市２町のバランスに留意しつつ、種子島の魅力が伝わるような場所を選定するとともに、若者に人気の高いアクティビティや体験等を盛り込み、参加者にまた種子島に来たいと思わせるような内容とすること。また、参加者の希望に応じて選択できるようにするなど、満足度が高くなるよう工夫すること。
- ・ 必要に応じ、雨天時の代替案を用意すること。
- ・ 宿泊場所は、例えばグランピング施設など、ＢＢＱ施設を備え種子島の魅力が伝わるような場所を選定すること。

カ 20歳未満の参加者の飲酒防止対策

20歳未満の参加者がツアー行程中に飲酒することのないよう対策を講じること。

キ 安全対策

ツアー行程中、特に体験活動においては十分な安全対策を講じること。

ク キャンプ泊ツアーの告知及び参加者の募集方法

より多くの対象者に情報が伝わるよう、告知及び募集の方法を工夫すること。

（県においても県内大学や専門学校等へ協力を依頼する。）

ケ 参加資格の確認及び参加者選定

参加申込時に申込者の参加資格（18歳以上かつ対象分野を学ぶ学生であること）を確認すること。応募者多数の場合は、県と協議の上参加者を選定すること。

コ 写真・動画の撮影及び発信・掲載等に係る参加者の事前了解

参加者に対し、行程中の写真・動画の撮影及び撮影した写真・動画のSNS等での発信、県HP等への掲載及び広報等への使用についてあらかじめ説明し、その了解を得ておくこと。

サ 参加者から徴収する参加料

- ・ 参加料は県と協議の上決定すること。現時点では食事代として、5千円／人程度を想定している。
- ・ 参加料は受託者が収入し、事業に充当すること。

シ 同行する島内施設スタッフや市町・支庁職員等について

同行する島内施設スタッフや市町・支庁職員等が、必要に応じ貸切バスへの同乗や、昼食、ＢＢＱを共にする。可能な範囲で貸切バスは定員に余裕があるものにすること。また、昼食の手配をすること。なお、同行者の昼食代は同行者自身が負担し飲食店に直接支払う。

(2) 参加者によるツアー行程中の写真・動画の撮影及び個人SNS等への投稿勧奨

参加者に対し事前に了解を得た上で、各自ツアー行程中の写真・動画を撮影してもらい、個人SNS等へ投稿するよう促すこと。投稿した参加者へのインセンティブを用意するなど工夫すること。

（例）種子島のイメージアップに資する内容の投稿1件につき旅行券進呈等

(3) ツアー行程中の写真・動画の撮影、編集、記録媒体の作成及び参加者への送付

- ・ ツアー行程中に写真や動画を撮影し、編集した上で記録媒体を作成し、後日参加者へプレゼントとして送付すること。記録媒体については、参加者がよい思い出として見返すことができるような内容とすること。
- ・ 作成した記録媒体については、参加者への送付前に県に提出し、内容の確認を受けること。

(4) ツアー行程中の写真・動画等を活用したPR用資材の作成等

- ・ ツアー行程中の写真・動画を編集してPR用資材を作成し、県へ提出するとともに、SNSやインターネット等を活用した効果的な発信方法等について提案を行うこと。
- ・ PR用資材の内容等については、事前に県と協議すること。
- ・ PR用資材による情報発信については、県が直接行うほか、参加者個人のSNS等でも行ってもらうことを想定している。

(5) 実施後アンケートの実施及び結果報告書の作成

- ・ キャンプ泊ツアー実施後、参加者にアンケートを実施し、結果をとりまとめて県に報告すること。
- ・ キャンプ泊ツアー実施後の結果報告にあたっては、参加者数等の報告とともに、撮影した動画・写真等の画像デジタルデータを県に提供すること。
- ・ アンケート内容等については、事前に県と協議すること。
- ・ 業務終了後は、「業務終了届」を提出すること。

4 キャンプ泊ツアー実施中の事故

キャンプ泊ツアー実施中における事故については、県は一切責任を負わないものとする。

5 台風接近及び高速船欠航の場合の対応

台風の接近等が予想される場合及び高速船が欠航又は引き返した場合の対応策について、あらかじめ県と協議しておくこと。

6 その他

- (1) 受託者は、県と密に連携を図りながら事業実施に取り組むこと。
- (2) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、決定する。
- (3) 本事業について、事業の終了後も含めて、今後、監査等の対象となる場合があるので、その場合は監査等に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (4) 実績報告書の記載内容が確認できる資料を事業終了後5年間保存しておくこと。
- (5) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引渡し時に県へ無償で譲渡すること。
- (6) 県は、成果物が著作物に該当する場合又は該当しない場合にかかわらず、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。これには、アンケートの結果も当然に含まれるものとする。
- (7) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、県が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、県は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (8) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保障し、第三者から成果物に関して

著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

- (9) 本業務で取得した写真，映像データについての著作権は県に帰属し，そのデータ等は，CD-R等で県に提出する。
- (10) 受託者は，本業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について，県の承諾を得ることなく第三者に漏らし，又は業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し，又は契約が解除された後においても同様とする。